

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 特別区国民健康保険の基準保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2、第19条の4関係）

(1) 保険料率

区分		現 行	改 正 案	増 減
基礎分 （医療分）	所 得 割	7.16%	7.17%	+0.01pt
	均 等 割 （被保険者1人につき）	42,100円	45,000円	+2,900円
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	650,000円	現行どおり	—
後期高齢者 支援金分	所 得 割	2.28%	2.42%	+0.14pt
	均 等 割 （被保険者1人につき）	13,200円	15,100円	+1,900円
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	200,000円	220,000円	+20,000円
介護納 付金分	所 得 割	2.14%	現行どおり	—
	均 等 割 （被保険者1人につき）	16,600円	16,200円	▲400円
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	170,000円	現行どおり	—

(2) 低所得者に係る軽減

区 分	現 行			改 正 案			増 減
	判定所得基準	被保険者1人につき 減額する額		判定所得基準	被保険者1人につき 減額する額		
7割減額世帯	所得が43万円 を超えない世帯 （※）	基礎	29,470円	現行どおり	基礎	31,500円	+2,030円
		後期	9,240円		後期	10,570円	+1,330円
		介護	11,620円		介護	11,340円	▲280円
5割減額世帯	所得が43万円 +28万5千円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 （※）	基礎	21,050円	所得が43万円 +29万円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 （※）	基礎	22,500円	+1,450円
		後期	6,600円		後期	7,550円	+950円
		介護	8,300円		介護	8,100円	▲200円
2割減額世帯	所得が43万円 +52万円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 （※）	基礎	8,420円	所得が43万円 +53万5千円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 （※）	基礎	9,000円	+580円
		後期	2,640円		後期	3,020円	+380円
		介護	3,320円		介護	3,240円	▲80円

※ 世帯に給与所得者等が2人以上いる場合は、各区分の基準額に10万円×（給与所得者等の数－1）を加算する。

(3) 未就学児に係る軽減

区 分	現 行		改 正 案		増 減
	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	
7 割減額 世 帯	基礎	6, 3 1 5 円	基礎	6, 7 5 0 円	+ 4 3 5 円
	後期	1, 9 8 0 円	後期	2, 2 6 5 円	+ 2 8 5 円
5 割減額 世 帯	基礎	1 0, 5 2 5 円	基礎	1 1, 2 5 0 円	+ 7 2 5 円
	後期	3, 3 0 0 円	後期	3, 7 7 5 円	+ 4 7 5 円
2 割減額 世 帯	基礎	1 6, 8 4 0 円	基礎	1 8, 0 0 0 円	+ 1, 1 6 0 円
	後期	5, 2 8 0 円	後期	6, 0 4 0 円	+ 7 6 0 円
その他 世 帯	基礎	2 1, 0 5 0 円	基礎	2 2, 5 0 0 円	+ 1, 4 5 0 円
	後期	6, 6 0 0 円	後期	7, 5 5 0 円	+ 9 5 0 円

2 出産育児一時金の引上げ（第10条関係）

健康保険法施行令等の一部改正により、令和5年4月1日から出産育児一時金の額が8万円引き上げられることに伴い、国民健康保険で支給する出産育児一時金についても、同様に42万円から50万円に引き上げる。

3 その他所要の改正（第24条の4関係）

雇用保険法施行規則が一部改正されたことを踏まえ、特例対象被保険者等（非自発的失業者）であることの届出を行うに当たり、雇用保険受給資格者証に加え、雇用保険受給資格通知を提示することも可能とする改正を行う。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

なお、保険料率に関する規定は令和5年度以後の年度分について適用し、出産育児一時金に関する規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用する。